

愛媛県立南宇和病院倫理委員会設置要綱

(設置)

第1条 愛媛県立南宇和病院（以下「本院」という）で行われる医療行為及び医学の研究に関し、倫理的社会的観点から審査を行うため、愛媛県立南宇和病院倫理委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、本院で行われる医療行為及び医学の研究に関し、倫理的配慮を求められる事項について、審査し、判定する。

(構成)

第3条 委員長は院長をもって充て、委員会は、委員長及び院長が指名する副委員長、委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集してその議長となる。

2 委員会は、委員長が必要と認めたとき又は本院職員から審査の申請があったときに開催する。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

4 委員が審査の申請者となったときは、その審査の判定に加わらないものとする。

(会議の議決)

第7条 会議の議決は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、出席委員の3分の2以上の合意をもって決することができる。

2 議決の判定は、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 非該当
- (2) 承認
- (3) 条件付承認
- (4) 不承認

3 会議経過及び判定は、記録として保存し、個人のプライバシーに関する事項については、原則として公表しないものとする。

ただし、委員会が特に必要と認めた場合には、申請者及び個人の同意を得てその内容を公表することができる。

(専門部会)

第8条 委員会に専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長の諮問に基づき、調査、審議し、その結果について意見を付して答申する。

3 専門部会は、委員長が委嘱した者をもって構成する。

(審査の申請及び結果の通知)

第9条 審査を申請しようとする者は、別紙様式1の倫理問題審査申請書を、委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、会議終了後、すみやかに別紙様式2の倫理問題審査結果通知書により、審査結果を申請者に通知しなければならない。

(議事録)

第10条 委員会の議事は、記録して保管する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局庶務係において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成17年8月18日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

(様式 1)

倫理問題審查申請書

令和 年 月 日

愛媛県立南宇和病院倫理委員会委員長 様

申請者 所属
職名
氏名

件名 _____

申請案件の概要

(様式2)

倫理問題審査結果通知書

令和 年 月 日

様

愛媛県立南宇和病院倫理委員会
委員長



件名 _____

さきに申請のあった、標記案件に係る審査の結果について、下記のとおり通知します。

審査結果